

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標		
I 現状		
(1) 地域の災害リスク		
(風水害：多可町地域防災計画)		
多可町地域防災計画によれば、町内での発生が予想される風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による被害等が考えられている。		
また、過去に風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。		
近年では、平成23年9月の台風12号による断続的豪雨で、河川決壊・護岸崩壊・土砂崩れなどによる大規模な災害が発生し、激甚災害に指定されたほか、平成25年9月にはゲリラ豪雨で1時間の最大雨量113mmを記録した。さらに、平成30年7月には4日間の町内観測地点の平均累積雨量481mmを記録（7月の平均雨量の約2.5倍に相当）し、町内で初めて大雨特別警報が発令されるなど、断続的な豪雨によって護岸崩壊・土砂流出などの被害が発生した。		
近年の局地性豪雨や台風による風水害の被災地域とその地域に集積している業種は、次の通り。		
・製造業…加美区大袋、中区岸上、中区曾我井、八千代区大和 ・商業・サービス業…八千代区中野間		
(土砂災害：多可町地域防災計画)		
兵庫県は、多可町内で急傾斜地229ヶ所、土石流172ヶ所の土砂災害警戒区域を指定している。多可町の中心部を除いて、山と河川の距離が近い谷状の地形が多く、山裾に立地する事業所の大半が、土砂災害警戒区域付近に立地している。		
(地震：J-SHIS)		
国の地震調査研究本部によると、南海トラフ地震は、今後30年以内の発生率が70～80%で、地震の規模はM8～9と言われている。多可町においても震度5弱～5強の揺れによる被害の発生が想定されている。		
(その他)		
多可町地域防災計画によれば、フェーン現象等による火災の発生が想定されている。		
また、山間部で雷雲が発生しやすいことから、近隣の他の地域に比べて落雷が多いとされる。当商工会から兵庫県火災共済協同組合への雷災による請求件数は、多い時には過去3年間で8件あった。		
(感染症)		
新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得できていない感染症については、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。		
(2) 商工業者の状況		
経済センサス 商工業者数1,043社、小規模事業者数918社 ※うち会員事業者数796社（うち小規模事業者732社）		
業種分類	会員事業者数 (うち小規模事業者)	事業所の立地状況等
製造業	243者 (216者)	繊維工業を中心に、町内に広く分布している。 播州織の染工程のほか、町内進出企業など比較的大きい製造業者が河川沿いに点在している。
建設業	141者	町内に広く分布している。一部は、山裾等に資材置き場等を設

	(141 者)	けている。
卸・小売業 サービス業	348 者 (323 者)	町内に広く分布しているが、旧市街地や幹線道路沿いに立地している事業所が多い。
その他	64 者 (52 者)	町内に広く分布している。

(3) これまでの取組

(当町の取り組み)

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・建設業協会等との災害時応援協定の締結
- ・防災情報伝達システム（防災無線）の構築
- ・多可町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

(当会の取り組み)

- ・自然災害発生後の被害状況の確認と各所への報告（北播磨県民局・兵庫県商工会連合会に報告）
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者に対する BCP 策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した「休業対応応援共済」（休業補償共済）への加入促進
- ・小規模事業者の事業継続力強化のための職員の支援能力向上の取組み（職員勉強会の開催）

II 課題

- ・当会地域における自然災害リスクに対する現状把握が十分にできていない
- ・緊急時の体制やマニュアルを整備した（事業継続計画策定）ものの、具体的な検証ができていない
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不足している
- ・自然災害・感染症のリスク対策として、小規模事業者に向けて、事業継続計画や保険の必要性を周知する必要がある
- ・小規模事業者の事業継続力強化のために、職員の計画策定支援能力を高める必要がある

III 目標

- 小規模事業者に自然災害・感染症リスクに対する認識を深めてもらうとともに、重要性を周知する
- 巡回や窓口指導により共済・保険制度の加入確認や制度の周知・説明を行う
- 関係団体や外部機関等が開催するセミナーについて、小規模事業者に周知を図る
- 当会と多可町との被害状況の情報共有体制を確立する
- 当会のリスク発生時における組織内体制の強化および関係機関との連携体制の構築を図る
- 小規模事業者の事業継続力強化のための支援を行うとともに、職員の支援能力を高める

事業内容	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
BCP 策定支援	5 者	5 者	6 者	6 者	6 者
事業継続力強化計画策定支援	10 者	10 者	12 者	12 者	12 者
各計画策定の個別相談	10 者	10 者	12 者	12 者	12 者

※商工業者数 1,043 社、小規模事業者数 918 社

IV その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
<1. 事前の対策>
当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回や窓口応対時に自然災害リスクの周知や影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）を説明する。
・商工会報（年2回）やFAX通信「みみよりインフォメーション」（年6回）、商工会公式LINEアカウント（随時）による情報発信により周知を図る。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に向けたBCPや事業継続力強化計画策定のための個別相談を実施する。
・感染症に関しては、自然災害同様に情報発信に注力し、感染拡大防止策等の周知を図る。
2) 商工会自身の事業継続計画の策定
・当会は令和3年1月に事業継続計画（災害編・感染症編）を作成している。
3) 関係団体等との連携
・兵庫県共済協同組合と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種自然災害リスクおよび感染症に対応した補償や保険・共済加入について説明する。
・関係団体等が開催するセミナー等の周知を行う。
4) フォローアップ
・巡回や窓口応対時に、小規模事業者のBCP・事業継続力強化計画策定の確認を行う。
・当会で定期開催しているチーフコーディネーターミーティングや経営指導員会議において、状況確認を行い、改善点等について協議する。
5) 当該計画にかかる訓練の実施
・多可町が行う定期防災訓練（年1回）の際に、多可町との被害状況の情報共有体制を確認する。
・当会の事業継続計画に記載している「訓練」を行う。
<2. 発災後の対策>
自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
1) 応急対策の実施可否の確認
・パソコン・スマートフォン用アプリケーション「LINE」を活用して、発災後3時間以内に職員の安否報告を行って当会の体制を整えながら、多可町と情報共有して被害状況を確認し、すみやかに応急対策の方針を決定する。
・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」

が出た場合は、多可町における感染症対策本部設置に基づき、当会の事業継続計画（感染症編）に沿った対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と多可町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認し、1日以内に情報共有する。
- ・多可町で取りまとめた「多可町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

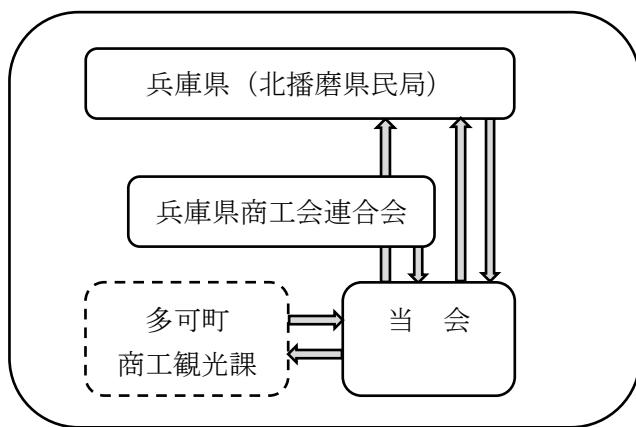
- ・自然災害等発生時には多可町に対し、町内の商工業者等の被害情報の迅速な報告を行うことができる仕組みを構築する。また、当会における役職員への指示連絡体制をあらかじめ確認しておく。

【具体的な仕組み】

地区担当職員が、各地区の役員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した事業所に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。

同時に、会員から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、速やかに多可町に報告する。

- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と多可町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と多可町が共有した情報を、北播磨県民局に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と多可町が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当会または多可町より北播磨県民局へ報告する。



<4. 発災後の地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、安全性が確認された場所に相談窓口を開設する。
- ・相談窓口や被害状況調査等を通じて地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認しながら、適切な情報発信・提供を行う。
- ・国や都道府県、市町村等の復興支援施策について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・

県商工会連合会等に相談する。他に、職員同志の勉強会等で交流のある近隣商工会（加東市・丹波市・丹波篠山市）との情報交換を通じて、お互いに応援できるような体制を構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
(令和4年9月現在)							
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）							
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制							
①当該経営指導員の氏名、連絡先							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th><th>連絡先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横畠 択磨</td><td>連絡先は後述(3)①参照</td></tr> </tbody> </table>		氏名	連絡先	横畠 択磨	連絡先は後述(3)①参照		
氏名	連絡先						
横畠 択磨	連絡先は後述(3)①参照						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手段</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業継続力強化支援計画の具体的な取り組みの企画や実行</td><td>毎月1回の経営指導員による勉強会・会議を実施する中で助言等を行う</td></tr> <tr> <td>事業継続力強化支援計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ</td><td>1年間に2回実施</td></tr> </tbody> </table>		手段	頻度	事業継続力強化支援計画の具体的な取り組みの企画や実行	毎月1回の経営指導員による勉強会・会議を実施する中で助言等を行う	事業継続力強化支援計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	1年間に2回実施
手段	頻度						
事業継続力強化支援計画の具体的な取り組みの企画や実行	毎月1回の経営指導員による勉強会・会議を実施する中で助言等を行う						
事業継続力強化支援計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	1年間に2回実施						
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先							
①商工会／商工会議所							
〒679-1134 兵庫県多可郡多可町中区茂利20 多可町商工会 経営支援課 TEL 0795-32-2161 FAX 0795-32-1699 E-mail shokokai@taka-cho.jp							
②関係市町村							
〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123 多可町 商工観光課							

代表 TEL 0795-32-2380 FAX 0795-32-2349

直通 TEL 0795-32-4779 FAX 0795-32-3814 E-mail shoko@town.taka.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	380	380	456	456	456
・専門家による 個別相談	380	380	456	456	456

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、多可町補助金、兵庫県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
氏名又は名称 兵庫県共済協同組合	住所 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター4階	代表者氏名 理事長 山村 栄二
連携して実施する事業の内容		
<p><1. 事前の対策></p> <p>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none">自然災害リスクや感染症対策の周知や影響を軽減するための取組・対策の説明。 <p>3) 関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none">各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明。関係団体等が開催するセミナー等の周知を行う。		
連携して事業を実施する者の役割		
連携先 兵庫県共済協同組合	役割 各種保険・共済制度の情報提供、加入説明	効果 小規模事業者に対する専門的知識の提供
連携体制図等		
<pre>graph LR A[【連携先】 兵庫県共済協同組合] -- "各種保険・共済制度の情報提供" --> C[多可町商工会] A -- "各種保険・共済制度の情報照会" --> B[相談 事業者] C -- "相談" --> B B -- "情報提供と 計画策定支援" --> C</pre>		